

令和7年度白鷹町園芸作物等高温対策応急支援事業補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 町長は、令和7年6月からの異常気象による、高温少雨に伴い生じる干ばつからの被害未然防止と被害を最小限にとどめるため、山形県農林水産物等災害対策事業費補助金交付規程（平成25年3月29日山形県告示第268号）及び令和7年度山形県農林水産物等災害対策事業実施要領に基づき実施する応急対策の事業を支援し、農家の経営所得安定に資するため、白鷹町補助金等の適正化に関する規則（昭和52年規則第5号。以下「規則」という。）を準用し、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(事業実施主体)

第2条 事業実施主体は、次の各号に掲げる者（以下「実施者」という。）とする。

- (1) 山形おきたま農業協同組合
 - (2) 農業法人
 - (3) 農業者団体（3戸以上で組織する団体で組織及び運営について定めがあるもの）
 - (4) 農業者（販売農家）
- (補助対象事業及び補助率等)

第3条 補助対象事業及び補助率は別表のとおりとし、令和7年6月1日から9月30日までの取り組みを対象とする。

(補助対象額)

第4条 補助対象額は、前条に規定する事業の直接経費とし仕入れに係る消費税等相当額を減額とする。ただし、他の収入金があった場合は、これを差し引いた残額を補助対象額とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条に定める補助金等交付申請書（様式第1号）の提出期限は、町長が別に定める日とし、事業計画書（様式第2号）、収支予算書（様式第3号）及びその他関係書類を添え、提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項ア及びイに定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の新設又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業に要する経費の20%を超える増減
- (4) 施行箇所又は設置場所の変更

2 規則第7条の交付決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、規則第6条の

規定により町長の承認を受けようとするときは、事業変更（中止）承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 補助事業の実績報告書（様式第5号）の提出期限は、補助事業完了後20日を経過する日又は令和7年10月20日のいずれか早い日とし、事業実績書（様式第2号）、収支精算書（様式第3号）及びその他関係書類を添え、町長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第8条 町長は、規則第14条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められるときには、補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金精算（概算）払請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（帳簿の備付等）

第9条 規則第20条に規定する帳簿及び証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月6日から施行する。

別表（第3条関係）

事業内容	果樹、野菜、花き等の栽培において、高温に伴う収量及び品質の低下防止のため新たに必要になった機器・機材の購入等に要する経費
対象事業	遮光資材、換気扇又は循環扇、ミスト噴霧装置、散水・灌水システム
単位面積当たりの基準単価 (基準単価は税込価格)	遮光資材 239 千円/10a 換気扇又は循環扇 167 千円/10a ミスト噴霧装置 741 千円/10a 散水・灌水システム 1,518 千円/10a
補助金の交付額	事業費の2分の1に相当する額と上記基準単価に対象面積を乗じて得た額のいずれか低い額。 補助金額1円未満を切り上げるものとする。